

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年4月22日

鳥取地方法務局倉吉支局 登記官 釜谷和雄

記

意見又は資料の提出先

鳥取地方法務局倉吉支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
2701-2024-0001	東伯郡琴浦町大字八橋字笠見平 6 1 6	原野	1 1 7
2701-2024-0002	東伯郡琴浦町大字八橋字平ヶ坂 7 7 7	原野	5 2
2701-2024-0003	東伯郡琴浦町大字八橋字七曲道東 2 7 9 4	墓地	7 6
2701-2024-0004	東伯郡琴浦町大字八橋字南田井東平 8 5 8	原野	7・0 5
2701-2024-0005	東伯郡琴浦町大字八橋字雀ヶ瀧 3 4 3 8 - 1	墓地	4 9
2701-2024-0006	東伯郡琴浦町大字八橋字雀ヶ瀧 3 4 3 8 - 2	墓地	3 5
2701-2024-0007	東伯郡琴浦町大字八橋字下勝見 1 0 0 5	原野	3 8
2701-2024-0008	東伯郡琴浦町大字八橋字大灘 1 4 0	原野	9・2 9
2701-2024-0009	東伯郡琴浦町大字八橋字上勝見 1 0 4 2	原野	1 1 0
2701-2024-0010	東伯郡琴浦町大字八橋字馬背西 2 7 7 0 - 2	原野	4・2 2
2701-2024-0011	東伯郡琴浦町大字高岡字中河原 2 4 0 - 1	原野	3 9 0
2701-2024-0012	東伯郡琴浦町大字高岡字中河原 2 4 0 - 2	原野	4 3
2701-2024-0013	東伯郡琴浦町大字高岡字中河原 2 4 7 - 2	原野	4 1 6
2701-2024-0014	東伯郡琴浦町大字高岡字東高岡 2 7 - 1	宅地	9 5・0 0
2701-2024-0015	東伯郡琴浦町大字高岡字東高岡 3 9 - 3	畑	2 0 0
2701-2024-0016	東伯郡琴浦町大字高岡字樋口 2 3 7 - 1	原野	1 6 8
2701-2024-0017	東伯郡琴浦町大字高岡字中河原 2 3 9 - 1	畑	1 8 1
2701-2024-0018	東伯郡琴浦町大字高岡字中河原 2 4 4 - 1	畑	1 4 6
2701-2024-0019	東伯郡琴浦町大字高岡字樋口 2 2 3 - 5	原野	1 1 8
2701-2024-0020	東伯郡琴浦町大字高岡字樋口 2 2 3 - 6	原野	4 7
2701-2024-0021	東伯郡琴浦町大字高岡字樋口 2 2 3 - 8	田	8・5 5